

# 令和 3 年 第 7 回 野田市議会定例会付議事件一覧

議案第 1 号 野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・野田市特別職報酬等審議会の答申を受け、常勤の特別職の職員に対する地域手当の支給を廃止しようとするもの

- (1) 改正内容  
地域手当の支給に関する規定を削る。
- (2) 施行期日 令和 3 年 1 2 月 1 日

議案第 2 号 野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- ・健康保険法施行令等の一部を改正する政令による改正後の健康保険法施行令の施行に伴い、出産育児一時金の額について改正しようとするもの

- (1) 主な改正内容  
条例第 6 条第 1 項に規定する出産育児一時金の額  
40 万 4 千円 ⇒ 40 万 8 千円
- (2) 施行期日 令和 4 年 1 月 1 日
- (3) 経過措置 施行期日前の出産に係る出産育児一時金の額については、従前の例による。

議案第 3 号 野田市水道事業給水条例及び野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

- ・水道料金及び下水道使用料の徴収について、利用者の納付の利便性の向上を図るため、従来の指定代理納付者による納付制度に代わる指定納付受託者による納付制度を導入するため関係規定の整備をしようとするもの

- (1) 改正内容  
水道料金及び下水道使用料の徴収方法のうち地方自治法第 2 3 1 条の 2 第 6 項の規定による指定代理納付者による納付の方法を同法第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者による納付の方法に改める。
- (2) 施行期日 令和 4 年 1 月 4 日
- (3) 経過措置  
現行規定による指定代理納付者の指定を受けている者に対する改正前の規定の適用については、令和 5 年 3 月 3 1 日までの間は、なお従前の例による。

議案第 4 号 野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・瀬戸地区の地区整備計画に係る都市計画決定に伴い、関係規定を整備するもの

- (1) 改正内容

瀬戸地区地区整備計画区域について次の規定を整備するもの

① 区域（別表第1）

都市計画法第20条第1項の規定により告示された瀬戸地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

② 建築物の用途の制限（別表第2）

・「流通地区」では、次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

1 店舗等の床面積が500㎡以下のもの。ただし、店舗等のうち、ガソリンスタンド（給油所）、コンビニエンスストア及び飲食店の床面積に制限はなく、作業場の床面積は50㎡以下に限る。

2 事務所の床面積が3,000㎡以下のもの

3 倉庫

4 自動車修理工場

5 工場（建築基準法別表第2（る）項第1号に掲げるものを除く。）

6 前各号に掲げる建築物に附属するもの

・「沿道地区」では、次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

1 店舗等の床面積が500㎡以下のもの。ただし、店舗等のうち、ガソリンスタンド（給油所）、コンビニエンスストア及び飲食店の床面積に制限はなく、作業場の床面積は50㎡以下に限る。

2 事務所の床面積が3,000㎡以下のもの

3 倉庫

4 自動車修理工場

5 前各号に掲げる建築物に附属するもの

③ 容積率、建蔽率及び最低敷地面積（別表第3、第4及び第5）

「流通地区」及び「沿道地区」のいずれも容積率200%、建蔽率60%、敷地面積1,000㎡以上

④ 壁面線の制限

・「流通地区」では、次のとおりとする。

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、次のとおりとする。ただし、建築物の管理上最小限必要な附属施設を除く。

1 1号壁面線の表示がある箇所においては、道路境界線及び隣地境界線までの距離は、2m以上とする。

2 2号壁面線の表示がある箇所においては、隣地境界線までの距離は、5m以上とする。

3 3号壁面線の表示がある箇所においては、隣地境界線までの距離は、3m以上とする。

・「沿道地区」では、次のとおりとする。

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、4号壁面線の表示がある箇所においては、1m以上とする。ただし、建築物の管理上最小限必要な附属施設を除く。

⑤ 建築物の高さの最高限度

「流通地区」において、35mとする。

(2) 施行期日 公布の日

#### 議案第5号 (仮称)野田市子ども館新築工事請負変更契約の締結について

・(仮称)野田市子ども館新築工事について、設計変更に伴い請負契約金額を増額する変更契約を締結しようとするもの

(1) 契約の目的 (仮称)野田市子ども館新築工事請負契約の変更

(2) 契約金額	変更前	金917,785,000円
	変更後	金944,460,000円
	差引	金26,675,000円増

(3) 契約の相手方 野田市野田807番地  
山本建設工業株式会社  
代表取締役社長 山本 和弘

#### 議案第6号 松戸市ほか5市消防指令事務協議会の廃止に関する協議について

・令和3年2月から松戸市ほか9市消防指令事務協議会に消防指令に関する事務が移管され、松戸市ほか5市消防指令事務協議会の関係普通地方公共団体の負担金の精算が完了したことに伴い、同協議会を廃止することについて、松戸市、市川市、流山市、鎌ヶ谷市及び浦安市と協議を行うに当たり、議会の議決を求めようとするもの

#### 議案第7号 令和3年度野田市一般会計補正予算(第9号)

#### 議案第8号 令和3年度野田市一般会計補正予算(第10号)

#### 議案第9号 令和3年度野田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

#### 議案第10号 令和3年度野田市介護保険特別会計補正予算(第2号)

#### 議案第11号 令和3年度野田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

#### 議案第12号 野田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

・住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の施行に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請及び変更認定申請に係る審査内容に変更を生じたことから、当該審査に係る建築関係手数料に関する規定の整備をしようとするもの

(1) 主な改正内容

① 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による基準の整合性審査の対象から住宅の規模、居住環境の維持及び向上、並びに住宅の維持保全が除外され、当該部分及び自然災害による被害の発生防止又は軽減が市の審査の

対象とされたため、手数料の額を引き上げるもの

- ② 長期優良住宅建築等計画認定申請及び変更認定申請に係る審査について、審査の効率化が図られたため、手数料の額を引き下げるもの

(2) 施行期日 令和4年2月20日